

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日  
の翌日  
の翌日  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)  
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

保安林の指定予定(造林課)

保安林の指定の解除予定(〃)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

### ◇ 運管告示

政治団体の設立の届出  
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

### ◇ 人委規則

職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員  
の休暇に関する規則の一部を改正する規則

## 告 示

### 鳥取県告示第八百四十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
大覚寺クリニッ ク	鳥取市吉成二〇六一	平成元年四月二十六日
医療法人前嶋眼 科医院	鳥取市元町二二六	平成元年四月一日
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二二	〃
内科小児科山脇 医院	岩美郡国府町奥谷一丁目一一〇	〃
鳥取駅コクミン 薬局	鳥取市東品治町一一一一	平成元年四月十五日
稲村歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江七四三 一一二	平成元年四月一日
扇町中村歯科医 院	鳥取市扇町三一一	〃

末広温泉中村齒科医院	鳥取市末広温泉町四六三	"	"
有限会社津ノ井薬局	鳥取市津ノ井二五七一〇	平成元年四月二十六日	
白石医院	米子市安倍二一九一三	平成元年五月十二日	
ホワイト歯科医院	米子市石井六九九一三	平成元年五月六日	
船木歯科診療所	西伯郡中山町塩津三二二	平成元年五月八日	
彦齒科医院	米子市東福原五六三一三	"	
小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町二丁目一	平成元年五月一日	
小鴨薬局	倉吉市丸山町四七八一	"	
医療法人北室内科医院	鳥取市西町三丁目一〇	平成元年七月一日	
医療法人社団米本内科	鳥取市吉成南町一丁目二七一 一三	"	
柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六 一	"	
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	"	
医療法人社団門脇内科医院	倉吉市山根五八六	"	
医療法人社団野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一一三〇	"	
中野医院	東伯郡東伯町大字保五五一	"	
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	"	
土井医院	東伯郡東郷町大字松崎六七六 一四	"	
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	"	
池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六一一	"	
伊藤医院	倉吉市住吉町五七一六	"	
医療法人社団西田内科	倉吉市上井町一丁目一四二	"	
医療法人社団林原医院	東伯郡赤碕町大字赤碕一〇九二	"	
医療法人社団山中齒科医院	倉吉市東巖城町一七〇	"	
岡本小児科医院	倉吉市昭和町二丁目六一	"	
橋本齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二一〇	"	
医療法人くまの齒科医院	倉吉市西町二七〇二	"	
清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目四三七	"	
西尾内科クリニック	鳥取市岩倉四四六一三三	"	
大塩内科	鳥取市若桜町四九一八	"	
大源眼科医院	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇 一	"	
医療法人藤田医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇 二二	"	
医療法人社団越智内科医院	米子市加茂町一丁目九	"	

たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一〇一	平成元年七月三日
稲垣齒科医院	気高郡鹿野町大字鹿野一八四一二	平成元年七月一日
有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目一六二	"
高整形外科医院	鳥取市吉成七九一三八	"
医療法人社団宝意内科医院	米子市万能町一六	"

鳥取県告示第八百四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岩 越 淳	鳥国薬第六九四号	平成元年四月十七日
小原 佳子	鳥国薬第六九七号	平成元年五月九日

金 田 珠 美	鳥国薬第六九八号	"
藤 田 香 苗	鳥国薬第六九九号	平成元年五月十九日
松 戸 三 千 代	鳥国薬第七〇一号	平成元年五月三十日
坂 根 真 寿 美	鳥国薬第七〇二号	平成元年六月二日
佐 倉 章 文	鳥国薬第七〇三号	平成元年六月七日
尾 崎 知 子	鳥国薬第七〇四号	平成元年六月二十日
大 源 真 美	鳥国薬第七〇五号	平成元年六月二十一日

鳥取県告示第八百四十四号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所  
鳥取市伏野字砂濱二二五八の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
風害の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として、伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百四十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市伏野字砂濱二二五八の九、二二五八の一〇
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第八百四十六号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成元年 八月三日	四七〇	鳥取市西町一 丁目二〇五	社団法人鳥取 県建築士事務 所協会	鳥取市西町一丁目 二〇五 社団法人鳥取県建 築士事務所協会

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年八月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	年月日	備考
日本親夫後援会	山口 一則	山口 一則	八頭郡智頭町大字 八頭一五四七	平成元年 六月十二日	その他 の政治 団体
姫田員新後援会	鉄永 幸紀	川崎 巧	気高郡青谷町大字 青谷三七四九一三	"	"
十四風会	徳岡 靖夫	山田 泰親	倉吉市上井町三九 七一七	平成元年 六月十六日	"
原発いらぬ人 びと鳥取	岸本 美鈴	広岩 栄一	八頭郡用瀬町大字 安蔵九九一	平成元年 六月二十一日	"
石破茂政経懇話 会	西田 春政	平井 幸雄	鳥取市戎町四一八	平成元年 六月二十二日	"
福井孝良後援会	大原 忠治	難波 一男	倉吉市中原五三 〇一二	平成元年 六月二十 六日	"
芦谷源太郎後援 会	芦谷 志郎	芦谷 志郎	八頭郡智頭町大字 八頭一六六一四	平成元年 六月二十 九日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年八月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

人事委員会規則

政治団体の名称	異動事項	年月日	備考
大河原行省後援 会	代表者の氏名 荒子 武雄	新	平成元年 六月五日
	久本 温彦	旧	平成元年 六月五日

職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年八月十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十二号

職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

（職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第一条 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「結核に関し」を削る。

（県費負担教職員の休暇に関する規則の一部改正）

第二条 県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四條第十三号中「鳥取県教育委員会職員健康管理規則（昭和三十一年一月鳥取県教育委員会規則第一号）による」を「学校（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に基づいて設置された施設を含む。）の設置者の行った」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】